

日立市 新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

日立市 保健福祉部 健康づくり推進課

作成の経緯

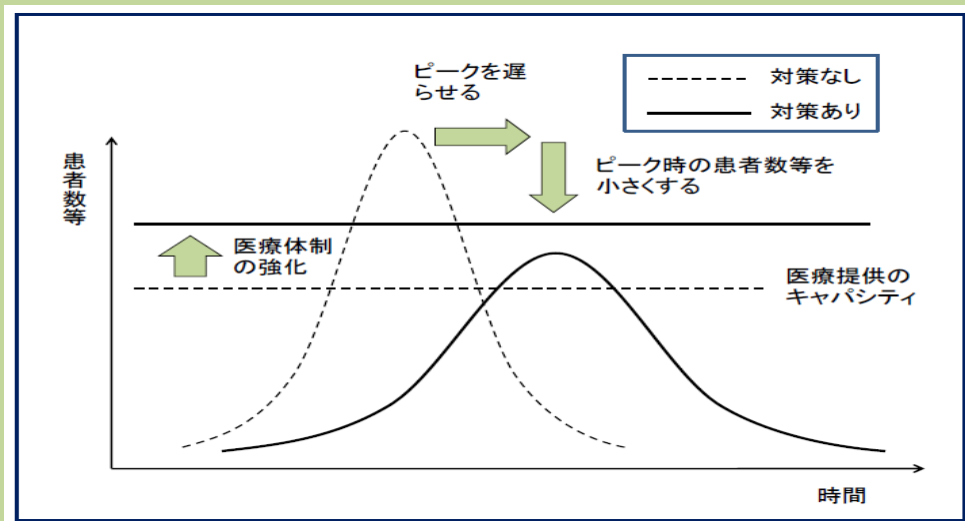
新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に留めることを目的として、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定された。

特措法第8条第1項の規定により、市町村は都道府県の行動計画に基づき、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされていることから、本市においても、市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進事項、実施措置等を定める日立市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する。

目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【対策効果 概念図】



本市における被害想定(人口約19万人で推計)

- 罹患率 人口の約25%
- 医療機関受診患者数 1.9万人～3.7万人
- 入院患者数 800人～3,000人
- 死亡者数 250人～1,000人
- 従業員の欠勤 最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の想定は、ワクチンや抗ウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

行動計画の主要対策6項目

実施体制

- ・新型インフルエンザ等の発生状況や病原性に応じて組織体制を整備
- ・茨城県に緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置

情報収集・提供

- ・市民に新型インフルエンザ等の発生状況・予防対策等を周知
- ・国・県・関係機関とリアルタイムかつ双方向のコミュニケーション

予防・まん延防止

- ・市民、事業所、福祉施設等が一体となって感染防止対策を実施
- ・外出自粛、施設の使用制限、学校・保育園等の臨時休業を県と連携し適切に実施

予防接種

- ・市職員への特定接種の実施や国が行う登録作業に協力
- ・住民接種体制をあらかじめ検討し、国の指針に基づき接種実施

市民生活及び地域経済 の安定の確保

- ・高齢者や障害者などの要援護者への支援体制の整備
- ・物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給の実施

医療

- ・保健所、医師会等と連携を図りながら医療体制の整備に協力

発生段階





新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応を定めておく。

国の発生段階	県の発生段階	本市の発生段階	状態
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期 (県内未発生期)	国内発生期 (地域未発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、地域では患者が発生していない状態
国内感染期	県内発生早期	地域発生早期	地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	県内感染期	地域感染期	地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※患者の減少に至る時期も含む
小康期	小康期	小康期	地域で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生期	地域発生早期	地域感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた体制整備 地域発生を遅らせるとともに早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域発生に備えた体制整備 地域発生を遅らせるとともに早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害や市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・地域経済の回復 第二波への準備
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の作成 県・関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市情報連絡会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市警戒体制本部を設置 緊急事態宣言がなされたときは、市対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市対策本部を設置 緊急事態宣言がなされたときは、市対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに市対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態解除宣言がなされたときは、市対策本部廃止 各段階での対策の評価、行動計画等の見直し
情報収集・ 提供	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向等についての情報収集 情報提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外発生状況等の情報収集 様々な媒体での情報提供 コールセンター設置 市民一人一人が取るべき行動を周知 				<ul style="list-style-type: none"> 県から国内外の発生状況等の情報収集 第一波の終息と第二波に備える必要性の情報提供
まん延 防止	<ul style="list-style-type: none"> 咳エチケット・うがい・手洗いなどの基本的な感染対策の勧奨 		<ul style="list-style-type: none"> 患者・濃厚接触者等への対応の準備 学校・保育園等の臨時休業等の基本的な考え方の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等への生活の場での感染対策実施の勧奨 緊急事態宣言がなされているときは、外出自粛・施設の使用制限について周知 		<ul style="list-style-type: none"> 再流行に備え、まん延防止対策物品を補充

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生期	地域発生早期	地域感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた体制整備 地域発生を遅らせるとともに早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域発生に備えた体制整備 地域発生を遅らせるとともに早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害や市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・地域経済の回復 第二波への準備
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の特定接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えて住民接種の実施
市民生活及び 地域経済の安 定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握とその支援体制の検討 火葬場の火葬能力の把握 		<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援等の対策の実施 火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の価格高騰の防止や買い占め売り惜しみの防止対策 水を安定的かつ適切に供給するための措置の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 市の状況等を踏まえ、対策を縮小・中止
医療	<ul style="list-style-type: none"> 保健所を中心とした医療体制の整備 帰国者・接触者外来医療機関や市内の病床数など、患者の受入体制等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 県の帰国者・接触者相談センターとの連携 帰国者・接触者外来の診療状況の把握 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて臨時的な医療施設を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時的な医療施設での入院患者の受入 必要に応じ、県へ不足する医薬品等の提供の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制へ移行